

# 大田区中小企業融資あっせん申込要領

## 【チャレンジ企業応援資金】

### 大田区中小企業融資あっせん相談・申込窓口

※ チャレンジ企業応援資金の相談・申込は **予約制** です。

下記の間合せ先へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

受付日時：月～金曜日（年末年始、祝日を除く）

**午前 9～11 時、午後 1～4 時**

※ 予約された日時に、必ずご本人様がお来所ください。

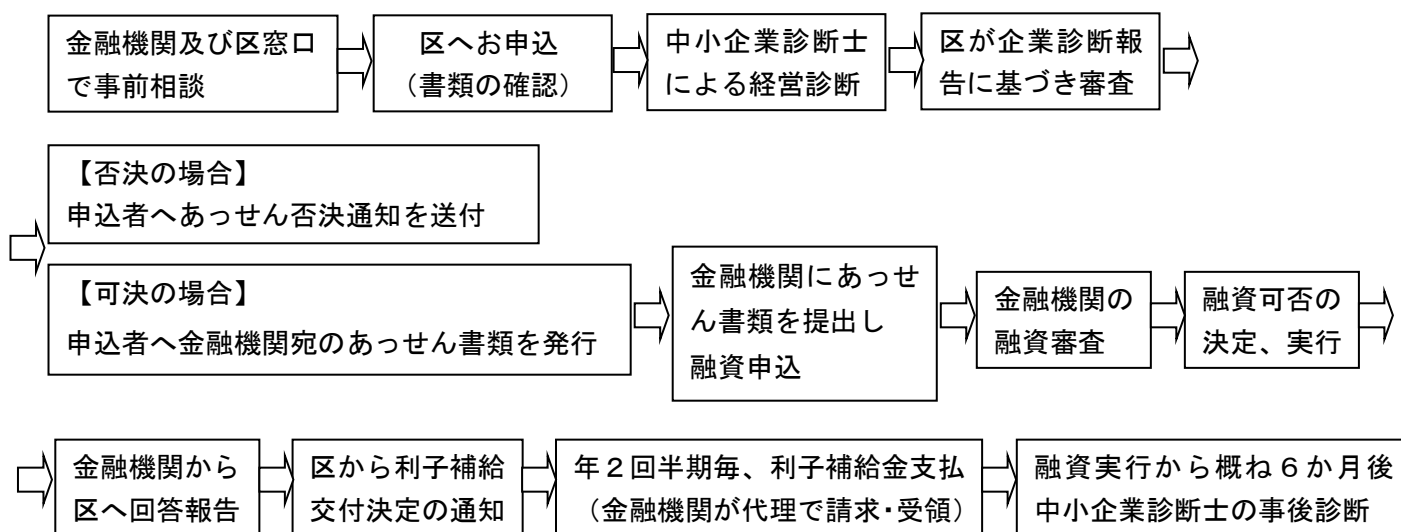
#### 【間合せ先】

大田区産業振興課融資係 電話 03-3733-6185

大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ 2階

本制度は、区内中小企業の皆さまが必要とする事業資金の融資を、所定の資格要件を満たし、経営診断を経て行う審査により認められたものについて、取扱金融機関にあっせんし、融資実行となった場合に利子補給を行うものです。よって、区が直接融資するものではなく、金融機関等の審査によっては融資が受けられない場合や、減額となる場合があります。

#### あっせん申込みから事後訪問までの流れ



※大田区の「チャレンジ企業応援資金」のあっせん要件を満たし、かつ、東京都の「設備融資（設備投資・企業立地促進）」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料の補助を併用できる場合があります。

併用する場合は、申込み手続きが異なりますので、併用案内チラシをご参照ください。

## お申込前の注意事項

- ・ 書類はボールペンでご記入ください。消せるボールペン、鉛筆で記入されたものは受付できません。
- ・ 区が損失補償し、取扱金融機関から譲渡を受けた債権の当事者（相続人、借受人を代表とする法人、連帯保証人及び当該連帯保証人を代表とする法人を含む。）である場合には、その資金を完済するまではあっせんできません。また、債権の当事者で償還未済額の減免の決定を受けている場合や債権放棄の決定を受けている場合には、当該決定日から10年以上経過するまであっせんできません。
- ・ あっせん申込受付後にお渡しする融資あっせん書の有効期限は、発行から3か月です。有効期限内に貸付が実行されない場合は失効しますのでご利用できません。
- ・ 2口以上の融資資金を同時に申し込む場合は、各々あっせん申込書、「個人情報の取扱いに関する同意書」が必要です（納税証明書等は1口分で結構です）。
- ・ 住所、社名、代表者もしくは返済条件等を変更している場合、金融機関を通じて「利用者条件変更報告書」もしくは「融資条件変更報告書」をご提出いただく場合があります。
- ・ 以前のあっせん結果が不明の場合、金融機関から「大田区中小企業融資回答書」をご提出いただくまで新たなあっせん申込ができない場合があります。
- ・ 以前ご利用の融資資金を完済していても、金融機関から「大田区中小企業融資償還終了報告書」が未提出だと、新たなあっせん申込ができない場合があります。
- ・ 保証等の種類は、信用保証協会の保証、連帯保証人、物的担保等があります。必要に応じて金融機関と協議してください。

## チャレンジ企業応援資金のお申込について

大田区「優工場」に認定され、認定期間内にある場合には、中小企業診断士による経営診断及び事後診断を免除いたします。

- ・ 申込みからあっせんまで、通常融資よりも時間がかかります（1か月程度）のであらかじめご了承ください。
- ・ 申込受付後、中小企業診断士が訪問し、経営診断を行います。帳簿などを準備して経営者が対応してください。
- ・ 事業計画の資金使途・実現の可否等について、中小企業診断士の経営診断を経て行う区の審査により認められたものについて、あっせん書を発行します。審査の結果、ご希望に添えない場合があります。
- ・ 融資実行後概ね6ヶ月経過後、中小企業診断士を派遣し事業計画の実施状況等を調査します。事業計画の実施を証明する資料（契約書、領収書など）をご用意のうえ、経営者が対応してください。

